

石川県の小学生と中学生の携帯電話についての意識調査

The Consciousness Investigation about the Mobile Telephone of the Primary and Secondary Student in Ishikawa

村 井 万寿夫
Masuo Murai

〈要旨〉

小中学生に携帯電話を持たせない石川県条例（いしかわ子ども総合条例）が2010年に施行されたことを踏まえ、石川県内の小学生（5,6年生）と中学生（1～3年生）を対象に携帯電話についての意識調査を実施した。その結果、次のような示唆を得ることができた。携帯電話の所有率は学年進行に伴って高くなるとともに、県条例に対する認知度も学年進行に伴って高くなる傾向にある。どの学年においても「高校1年生になったら携帯電話を持ちたい」という意識が高い傾向にある。条例が施行されたことによって「携帯電話を持つことについての考え方や行動が変わった」と答える生徒の割合が一番高いのは中学1年生であり、条例が施行されたが「携帯電話を持つことをやめない」と答える生徒の割合が一番高いのは中学3年生である。「条例について反対である」との意識が最も高いのは中学2年生であり、「条例について賛成である」との意識が最も高いのは中学1年生である。

〈キーワード〉

携帯電話 小中学生 石川県条例 意識調査 携帯電話所有率

1 はじめに

(1) 小中学生の携帯電話の所有率

ベネッセ教育開発センターが調査してとりまとめた「子どものICT利用実態調査報告書－小・中・高校生のICTメディアの基本的な利用実態と意識－」⁽¹⁾によると、小学6年生の26.2%、中学2年生の42.4%が携帯電話を持っていると答えている（表1）。

表1 携帯電話の所有率 [ベネッセ調べ] (単位: %)

学 年	小4	小5	小6	中1	中2	中3
所有率	22.0	25.4	26.2	33.5	42.4	46.7

この調査は、2008年9月から11月にかけて実施されたものである。小学4年生から中学3年生までを見ると、学年が上がるにつれて所有率も上がっていることがわかる。

一方、ほぼ同時期に行われた文部科学省の「子どもの携帯電話等の利用に関する調査の結果（速報）」⁽²⁾によると、小学6年生の24.7%、中学2年生の45.9%が携帯電話を持っていると答えている（表2）。この調査は、2008年11月から12月にかけて実施されたものである。

表2 携帯電話の所有率 [文科省調べ] (単位: %)

学 年	小学6年生	中学2年生	高校2年生
所有率	24.7	45.9	95.9

2つの調査結果をもとにすると、小学6年生は4人に1人、中学2年生は2人に1人が携帯電話を持っていることがわかる。

石川県においては小中学生の携帯電話の所有に関するデータは公表されていないが、大都市部に住む小中学生との差はあまりないことが予測される。日本子ども社会学会平成19年度学会共同調査の報告書⁽³⁾においても「ケータイ、ネット利用は、部分的に地域差は見られるものの、大都市、中小都市、農山村間での数値の差は予想よりも小さい」と指摘している。

(2) いしかわ子ども総合条例

2009年6月29日、石川県議会は、特例を除いて小中学生に携帯電話を持たせないよう保護者が努める規定を「いしかわ子ども総合条例」の改正案に盛り込み、賛成多数で可決した。

規定の内容は「保護者は、特に小学校、中学校、中等教育学校（前期課程に限る）及び特別支援学校（小学部及び中学部に限る）に在学する者には、防災、防犯その他特別な目的のためにする場合を除き、携帯電話端末等を持たせないよう努めるものとする」（第三十三条の二 3）⁽⁴⁾ というものであり、2010年1月1日から施行されることになった。

2009年1月、文部科学省の初等中等教育局長名によって各都道府県教育委員会教育長などに宛てた文書「学校における携帯電話の取扱い等について（通知）」⁽⁵⁾の中で、「携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、小中学校においては、学校への児童生徒の携帯電話の持込みについては、原則禁止とすべきであること」と示している。

石川県の取り決めはこれを受けるような形で全国に先駆けて行われたものであると言うことができる。

2 調査研究の目的

いしかわ子ども総合条例が施行されたことを受け、石川県内の小中学生に対しアンケートによる調査を実施し、児童生徒の携帯電話にかかわる実態や意識について把握することを目的とする。

3 調査研究の方法

(1) 対象

① 地区

石川県は縦に長く能登地方と加賀地方に分けることができ、県のほぼ中央部に金沢市がある。そこで、能登地区、金沢地区、加賀地区の3地区の小中学校を抽出する。

② 抽出小中学校

- ・能登地区：七尾市内の小学校1校（5,6年生）、志賀町内の中学校1校（1～3年生）
- ・金沢地区：金沢市内の小学校1校（5,6年生）、金沢市内の中学校1校（1～3年生）
- ・加賀地区：小松市内の小学校1校（5,6年生）、白山市内の中学校1校（1～3年生）

③ 調査人数

上記の抽出小中学校の児童生徒1038人を対象とする。以下に内訳を示す。

- ・小学5年生：217人
- ・小学6年生：248人
- ・中学1年生：176人
- ・中学2年生：202人
- ・中学3年生：195人

(2) 手続き

① アンケート実施の了解

当該の小中学校の学校長にアンケートの趣旨を説明するとともに、アンケートの内容について協議し、作成した。

② 調査の時期

2010年2月8日（月）～2010年2月26日（金）

③ 調査の方法

当該の小中学校の児童生徒の担任が調査の趣旨を説明し、アンケート用紙を配付して回答を求めた。

(3) アンケートの内容

① 小中学生に携帯電話を持たせない条例があることを知っていたかについて

「石川県では、小学生や中学生が携帯電話を持つことによって事件やトラブルにまきこまれないようにするため、小学生と中学生が携帯電話を持つことを禁止する条例（規則）を決めました。この条例は、今年の1月1日からスタートしています。あなたはこのことについて知っていましたか。」〔知っていた、知らなかった〕

② 条例による携帯電話の所有について

「今、携帯電話を持っているあなたは、この条例によって携帯電話を持つことをやめますか。」〔やめる、やめない〕※③との選択

③ いつごろから持ちたいかについて

「これから携帯電話を持ちたいと思っているあなたは、いつごろから持ちたいですか。」〔小・中・高校のいずれかと学年を記入〕※②との選択

④ 子どもの安全を確認することを目的とした災害や防犯のために携帯電話を持つことを認める特例について

「この条例では、子どもの安全を確認することを目的とした災害や防犯のために携帯電話を持つことは認めています。このことについてどう思いますか。」〔賛成である、反対である、わからない〕

⑤ 条例そのものについてどう思うかについて

「この条例そのものについてどう思いますか。」〔賛成である、反対である、わからない〕

⑥ 条例によって携帯電話を持つことについての考えや行動について ※中学生のみ

「この条例によって、携帯電話を持つことについてのあなたの考えや行動が変わりましたか。」〔変わった、変わらない〕

4 調査結果と考察

(1) 回答人数と回答率

小中学生797人から回答を得た。回答率は76.8%であった。以下に内訳を示す。

- ・小学5年生：181人（83.4%）
- ・小学6年生：199人（80.2%）
- ・中学1年生：130人（73.9%）
- ・中学2年生：145人（71.8%）
- ・中学3年生：142人（72.8%）

(2) 回答の結果と考察

① 「小中学生に携帯電話を持たせない条例があることを知っていたか」について

「知っていた」と答えた割合が一番多いのは中学3年生で、約60%を示している。中学2年生と中学1年生はそれより10ポイント以上の差があり50%に満たない。

小学6年生は40%近い割合を示しているが、小学5年生は約25%である（図1）。

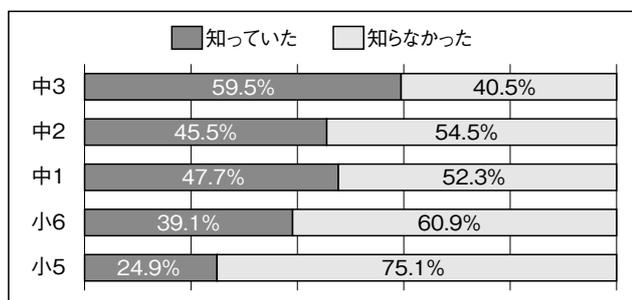


図1 条例があることを知っていたか

これらのことから、学年が上がるにつれて条例を知っている児童生徒が多い傾向にあると言える。

② 条例による携帯電話の所有について

ア 「携帯電話を持つことをやめるか」について

条例によって携帯電話を「持つことをやめる」と答えた割合が一番高いのは中学1年生であり、次に高いのは中学3年生である（表3）。

表3 携帯電話を持つことをやめるか

	小5	小6	中1	中2	中3	合計平均
持つことをやめる	5人 2.4%	9人 3.9%	21人 12.0%	9人 5.2%	15人 9.2%	59人 6.5%
持つことをやめない	24人 11.6%	33人 14.4%	21人 12.0%	32人 18.6%	46人 28.0%	156人 16.9%

一方、「持つことをやめない」と答えた割合は「持つことをやめる」と答えた割合に比べて高く、合計人数で比べると3倍近くになっている。

「持つことをやめない」と答えた割合を学年で比べると中学3年生が一番高い割合を示しており、全体平均値を大きく上回っている。中学3年生は条例によって規制されている最終の学年であり、間もなく高校生になることから、今後も持ち続けたいと考えていると予測できる。

イ 「携帯電話を持っているか」について

前提として、設問「この条例によって携帯電話を持つことをやめるか」に対して、「持つことをやめる」と答えた人数と「持つことをやめない」と答えた人数の合計を、携帯電話を持っている児童生徒とする。また、設問「いつごろから携帯電話を持ちたいか」について答えた人数を、調査時において携帯電話を持っていない児童生徒とする。

以上のことを前提としたのは、当該の学校においては既に携帯電話の所有等について調査済みであり、今回の調査内容に含めないでほしいとの要請を受けたからである。なお、その内容については部外秘とのことであった。

回答結果を集約すると、中学3年生が一番高い割合を示し、約4割が携帯電話を所有していると考えられることができる。次に高い割合を示しているのは中学1年生と中学2年生で、ほぼ同じ割合である（図2）。

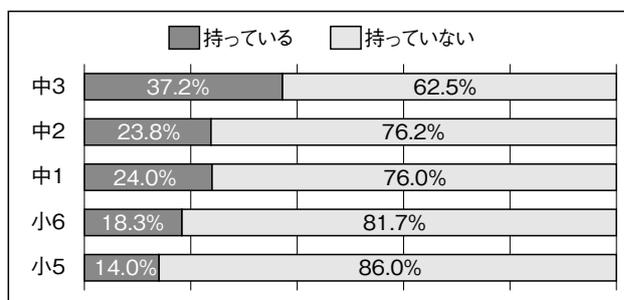


図2 携帯電話を持っているか

小学生における所有率は比較的低い割合を示しているが、小学生から中学生への学年進行に伴って所有率が徐々に上がっていく傾向にあると言える。

エ 「いつごろから持ちたいか」について

小学5年生から中学3年生まで、どの学年においても高校1年生になったら持ちたいという傾向が顕著に表れており、学年進行に伴ってその割合が高まっている（図3）。

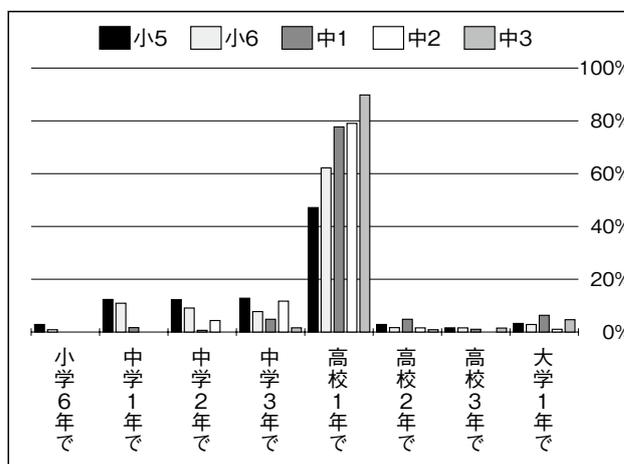


図3 いつごろから持ちたいか

小学5年生においては、中学生になったら携帯電話を持ちたいと考えている割合が中学1年生、同2年生、同3年生ともほぼ同じ値を示しており、早く持ちたいと思っている傾向にあることがわかる。

③ 特例について

子どもの安全を確認することを目的とした災害や防犯のために携帯電話を持つことを認めている特例について「賛成である」と答えた割合が一番高いのは小学5年生であり、次いで中学3年生である(図4)。

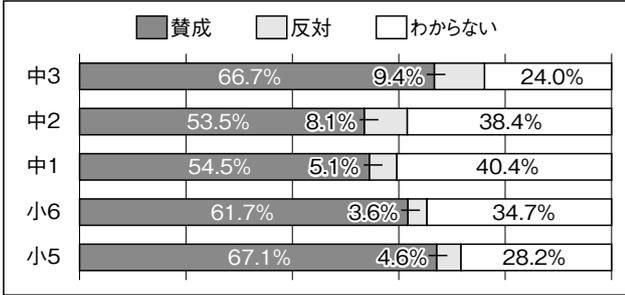


図4 特例についてどう思うか

「賛成である」を学年別に見た場合、学年進行に伴うといった一定の傾向がないことがわかる。

一方、「反対である」と答えた割合が一番高いのは中学3年生であり、中学生だけを見ると学年進行に伴って「反対である」が増える傾向にあることがわかる。

④ 「条例によって考えや行動が変わったか」について

加賀地区と金沢地区の中学1～3年生(190人)からの回答の結果、「考えや行動が変わった」と答えた割合が一番高いのは1年生であり、逆に一番低い割合を示しているのは2年生である(図5)。

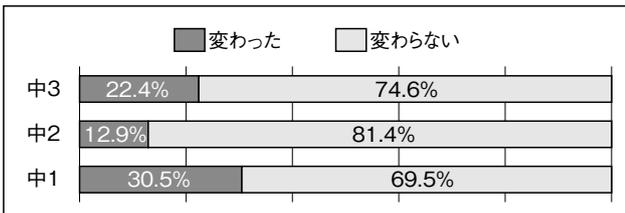


図5 考えや行動が変わったか

1年生から3年生までの「変わった」の平均は22%であり、条例によって考え方や行動が変わった生徒は5人に1人程度であることがわかる。

⑤ 「条例そのものについてどう思うか」について

「賛成である」と答えた割合が一番高いのは中学1年生であり、次に高いのは小学6年生である。逆に一番低い割合は中学2年生であり、「反対である」と答えた割合が一番高い(図6)。

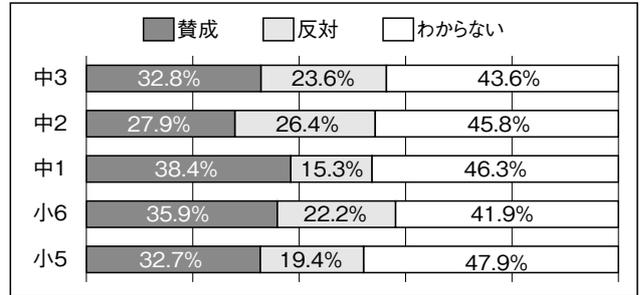


図6 条例そのものについてどう思うか

小学校と中学校で比べると「賛成である」が小学生で平均34%、中学生で平均33%であり、ほとんど差はない。

5 まとめ

いしかわ子ども総合条例は児童生徒の携帯電話に対する考えや行動に一定の効果を生んでいるが、条例そのものを好意的に受け止めている児童生徒は過半数に満たないことや、児童生徒の多くは高校生になったら携帯電話を持ちたいといった意識にあることの示唆が得られた。

今後は、児童生徒のアンケート回答に書かれた自由記述や調査対象となった児童生徒の保護者の条例や携帯電話に対する意識について検討していきたい。

参考文献

- (1) ベネッセ教育開発センター (2009), 子どものICT利用実態調査報告書—小・中・高校生のICTメディアの基本的な利用実態と意識—
- (2) 文部科学省 (2009), 文部科学省の「子どもの携帯電話等の利用に関する調査—調査結果(速報)の概要—」
- (3) 日本子ども社会学会 (2008), 平成19年度学会共同調査「生徒のケータイとネット利用, 『学校裏サイト』に関する調査報告書」
- (4) 石川県 (2009), いしかわ子ども総合条例 http://www.pref.ishikawa.jp/reiki/reiki_honbun/i1011162001.html (2010年1月参照)
- (5) 文部科学省 (2009), 学校における携帯電話の取扱い等について http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1234695.htm (2010年1月参照)